

西東京市

子育て支援 ショートステイ

郵送申請の手引き

ショートステイの申請は、通常、窓口のみで受け付けていますが、一定の条件を満たしている方はメール・FAXと郵送による申請もできます。

「郵送申請の手引き」は郵送申請の方法のみの説明となっております。
「ご利用案内」もあわせてお読みください。

子ども家庭支援センターのどか

住所 西東京市住吉町6-15-6 住吉会館1階

電話 042-425-3303 FAX 042-422-5375

受付日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は受付していません。

～ はじめに ～

西東京市のショートステイ（子育て支援ショートステイ）をご利用の際は、住吉会館にある子ども家庭支援センター窓口での申請手続き【窓口申請】が必要ですが、一定の条件を満たす方については、メール・FAXと郵送による申請【郵送申請】が可能です。

ただし、申請できる期間が短くなるなど、窓口申請とは異なる点も多くありますので、利用方法をよくご確認ください。

～ 郵送申請ができる方 ～

通常の窓口申請では、お子さまの様子をお聞きしたり、利用方法をご説明したりしながら、手続きを行っています。このため、郵送申請ができる方を次の①②のすべてを満たすお子さまに限らせていただきます。

- ① 申請する利用日が、前回の利用から6か月以内（6か月前の同じ日まで）のお子さま

※ 初めての利用では、郵送申請はできません。

※ 6か月以内の例

今回の利用日：10月7日 最終利用日：4月7日 …郵送申請ができます。

今回の利用日：10月7日 最終利用日：4月1日 …郵送申請はできません。

- ② 前回の利用から、体調や日常の生活状況に大きな変化のないお子さま

～ 利用手順（郵送申請） ～

郵送申請によるショートステイご利用の手順は、以下のとおりです。ご不明の点は、子ども家庭支援センターまでお問い合わせください。

① 空き状況の確認

利用を希望される日の空き状況を、子ども家庭支援センターに電話でご確認ください。

- ・利用日の前月1日から確認ができます。

電話 042-425-3303

月～金曜日：9:00～17:00 土曜日：9:00～12:00、13:00～16:00

※ 年末年始・祝日は除きます。

- ・空き状況の確認のみになりますので、電話による予約や仮押さえなどはできません。

「② 予約」までの間に、空きが埋まってしまう場合もあります。あらかじめご了承ください。

- ・メールやFAXによる空き状況の確認はできません。

- ・空き状況の確認をしなくても、「② 予約」はできますが、できるだけご確認ください。

② 予約

メール・FAXで利用予約をしてください。利用枠が一時的に確保されます。

- 予約ができるのは、「利用日の前月1日」から「利用日の14日前」までとなります。

メール kateishien@city.nishitokyo.lg.jp

※ 有害メールとして削除されるおそれがありますので、添付ファイルはつけないでください。

FAX 042-422-5375

- メール・FAXの件名は、「ショートステイ利用予約」としてください。
- メール・FAXには次の必要事項を明記してください。不足などがある場合、予約が成立しないことがあります。

利用されるお子さまの氏名と年齢、保護者（申請者）の方の氏名、利用開始日・時刻、利用終了日・時刻、保護者の方の電話番号（日中に連絡できる番号）・メールアドレス（FAXによる予約の場合はFAX番号）

※ 「～郵送申請ができる方～」に該当しない場合は、メール・FAXによる予約はできません。通常の窓口申請をお願いいたします。

※ 予約後、申請書の提出（郵送または持参）が必要になります。期限までに申請書を提出いただけない場合、予約は取り消されます。

③ 受信確認・予約受付連絡

予約のメール・FAXの受信後、子ども家庭支援センターから予約成立をメール（FAXによる予約の場合はFAX）でご連絡いたします。

• メール・FAXの不着によるトラブルを避けるため、予約のメール・FAXを送信いただいた後、子ども家庭支援センターへお電話いただき、受信確認（メール・FAXが届いたことを確認）にご協力ください。

電話 042-425-3303

月～金曜日：9:00～17:00 土曜日：9:00～12:00、13:00～16:00

※ 年末年始・祝日は除きます。

- 受信確認の電話をいただかなくても、予約は成立します。

④ 申請書の提出

利用日の10日前までに、申請書一式（申請書、健康カード、食事・送迎確認表、保険証・医療証の写し）を郵送または持参の方法によりご提出ください。

- 利用日（初日）の10日前までに提出されないと、予約も取り消されますので、ご注意ください。
- 申請書、健康カード、食事・送迎確認表は西東京市ホームページからダウンロードできます。
市ホームページURL <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>
- 提出先は次のとおりです。
〒202-0005 西東京市住吉町6-15-6 住吉会館1階
西東京市子ども家庭支援センター ショートステイ担当
- 持参による提出の受付時間は平日（月～金曜日）の9:00～17:00です。
※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除きます。
- 郵送の場合、10日前の消印があれば有効となります。
- 提出物や記載事項に不足があると、受け付けられない場合があります。

※ 「～郵送申請ができる方～」に該当しない場合は、郵送による申請書の提出はできません。通常の窓口申請をお願いいたします。

⑤ 利用承諾（決定）通知の送付・利用料の納付

申請書の受理後、子ども家庭支援センターから利用承諾通知を郵送いたします。通知には、利用明細書、利用料の納入通知書（納付書）、実費（食費）支払い用の封筒を同封いたします。

- 利用料は利用日（初日）の前日までに納入（納付）してください。
 - ※ 納入通知書裏面に記載された窓口、金融機関窓口等で納付してください。
 - ※ ゆうちょ銀行（郵便局）では納付いただけません。
 - ※ ATMからのお振込やインターネットバンキングでの納付はできません。
 - ※ 子ども家庭支援センター窓口でも納付いただけます。（平日：9:00～12:00、13:00～17:00）
- 利用日前日までに納付いただけない場合は、ショートステイをご利用になれません。
- 実費（食費）はつり銭のないよう封筒に入れ、利用初日に施設（聖ヨゼフホーム）へお渡しください。

⑥ ご利用当日

ご利用当日の流れは、通常の窓口申請と同じです。

- ⑤でお渡しした封筒に入れた実費（食費）を施設職員にお渡しください。
- お子さまの健康状態を施設職員にお伝えください。
※健康状態によっては、ご利用になれない場合もあります。
- 食事・送迎確認表に「◎」（弁当）を記入された場合は、弁当箱と水筒を施設職員にお渡しください。
- 服薬中のときは、お子さまの自己管理にならないよう、薬を保護者の方が直接、施設職員にお渡しください。

～ 辞退（キャンセル）・変更 ～

利用の辞退（キャンセル）や変更（時間変更など）は、メール・FAXでの取り扱いはできません。電話や窓口で申し出ていただいた上で、届出書をご提出ください。

電話や窓口でのお申し出がない場合、納付済みの利用料の還付（返還）が受けられなかったり、還付額が減額されたりする場合があります。

～ その他 ～

送信誤り、通信障害その他の理由によってメール・FAXが子ども家庭支援センターへ届かなかった場合でも、申込期限の延長や利用枠の確保などの対応はできません。送信先をしっかりと確認していただくとともに、③受信確認についてご協力をお願いいたします。